

第 145回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第145回  
日本司法支援センター審査委員会  
議事次第

1 日時

令和2年5月13日（水）午後1時31分～午後3時37分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部会議室

3 議題

午後1時31分開会

○事務局 議事に先立ちまして事務局より審査委員交代について御連絡を申し上げたいと思います。今回の改正に伴いまして、4月9日付けで退任された佐藤委員、加藤委員並びに早川委員の後任として、4月10日付けで茨城県弁護士会の谷萩陽一弁護士、福岡県弁護士会の作間功弁護士、三重県司法書士会、山本一宏司法書士が選任され、本日より御出席を頂いております。

○高橋委員長 では、145回の審査委員会の開催となります。

現在8名の出席ということになりますので、定足数に問題はございません。では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料確認をさせていただきます。配付資料は事前にお送りしているものといたしましては、審議順に、令和元年審第10号、第21号、第20号、第15号、第22号の5点となります。

○高橋委員長 では確認でございます。本日は、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件が形式的には9件ございますが、継続案件、ずっと継続がございますので実質は5件ということになります。

では早速ですが、令和元年審第10号の審議をお願いいたします。お手元に資料1から1-7まで分厚い資料があると存じますが。理事長意見は2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置を取ることが相当ということでございます。では、室長から御説明を。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和元年審10号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】**

（委員長、議決書に署名・押印）

では、次でございます。審第21号、資料2でございます。こちらは3年間ということでございますが、室長から説明をお願いいたします。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和元年審21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】**

（委員長、議決書に署名・押印）

では、続けてで恐縮ですが、第20号ですか、資料3になります。新潟県の弁護士さんですが、理事長意見は2年6か月ということでございます。室長、またお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和元年審20号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

（委員長、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 ここで5分程度休憩時間を設けましょう。では、少し休憩させていただきます。

午後2時49分休憩

午後2時55分再開

○高橋委員長 それでは、再開させていただきます。

次は、審15号、資料4でございますが、まず原案の説明を室長から。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和元年審15号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

（委員長、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 では、最後の案件でございます。

審22号、資料5でございますが、秋田の弁護士さんですが、これも措置不相当が理事長原案でございます。それでは、説明を。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和元年審22号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

（委員長、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 では、次回からの予定ですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局 次回は6月12日、金曜日午後1時30分から予定させていただいております。審議い

ただく案件は、本日の繰越し分はございませんので、新規で3件を予定しております。資料につきましては準備ができ次第郵送いたしますので、御確認ください。

○高橋委員長 では、本日はどうも、以上でございます。ありがとうございました。

午後3時37分閉会